

## ニホンジカ誘導ネットによる新たな捕獲技術の取り組み

平成24年10月に、小諸市浅間国有林内において、ニホンジカをくくりわなで効率的に捕獲するため、獣道をふさぎ、ニホンジカをわなに誘導するネット約500mを、国や市町村、獣友会および県関係機関で構成する野生鳥獣被害対策チーム他35人で設置するとともに、シカ捕獲現地研修会を開催しました。

ネット設置後は、誘導されたシカが必ず開口部を通り、また、同じ場所で連續して捕獲できるなど、効率的なシカ捕獲の可能性が高まりました。



## 放射性物質について

平成25年3月1日現在の自粛または検査の要請は下記のとおりとなっています。今後も必要な検査を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 野生きのこ

佐久市、小海町、南牧村、軽井沢町、御代田町で発生する野生きのこの採取・出荷および摂取の自粛をお願いします。

5市町村には国から出荷制限が要請されています。

※要請はあくまで野生きのこに対するものであり、栽培きのこに対するものではありません。

### 野生獣肉

軽井沢町で捕獲された野生獣の獣肉の出荷および摂取の自粛をお願いします。

また、隣接する佐久市および御代田町の獣肉について、念のため出荷および摂取の自粛をお願いします。

### 薪・木炭

#### 【検査の必要な地域】

当面の間、文部科学省による航空機モニタリングの測定結果において、地表面へのセシウム134、137の沈着量の合計が $10\text{ kBq}/\text{m}^2$ を上回る箇所のある御代田町、軽井沢町、北相木村および佐久市、佐久穂町の千曲川以東の立木で薪および木炭を生産し、流通・使用する場合は放射性セシウム測定を行い、安全を確認してください。

※上記の検査の必要な地域で生産された薪および木炭等の燃焼により生じる灰の食品の加工および調理への利用の自粛も併せてお願いします。

### きのこ原木

平成24年4月1日付けで当面の指標値が $150\text{ ベクレル}/\text{kg}$ から $50\text{ ベクレル}/\text{kg}$ に改正されました。ただし、放射性物質濃度が $100\text{ ベクレル}/\text{kg}$ 以下の原木で、そこから発生するきのこの放射性物質濃度が $50\text{ ベクレル}/\text{kg}$ 以下となることを条件に、自県内に限り使用可となっています。